

札幌市火葬場・墓地のあり方推進協議会第10回総会

日 時 令和7年5月23日(金) 10:00~12:00

会 場 ORE札幌ビル 8階 会議室1

次 第

1. 開 会

2. 議 事

次期運営計画の策定について(3)

3. 閉 会

1. 開 会

○石井会長 それでは、定刻になりましたので、ただいまより第10回札幌市火葬場・墓地のあり方推進協議会を開催させていただきます。初めに事務局からお願いいたします。

○事務局（吉井） 皆様、おはようございます。保健福祉局ウェルネス推進部施設担当部長の吉井でございます。開会にあたり、着任早々ですので、一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。委員の皆様におかれましては、本日もご多忙の中、総会にご出席いただき、誠にありがとうございます。また、本市の火葬場・墓地行政をはじめとした保健福祉行政に多大なご理解・ご協力をいただいていること、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。近年、葬儀に関しましては、家族葬ですとか直葬を選ばれる方が増加するなど、葬儀の簡素化・多様化というものも進んでおります。また、お墓に関しましては、墓じまいですとかお墓の小型化が進む中で、樹木葬ですとか合葬墓を選択肢とする方も増加してきているところであり、火葬場・墓地を取り巻く環境というのは急速に大きく変化してきている状況だと思っております。この協議会では、第2次の札幌市火葬場・墓地に関する運営計画の策定に向けて、昨年度から委員の皆様にご活発なご議論をいただいているところでございますが、今回は、これまでいただいたご意見を踏まえまして、計画の素案、これをお示ししたいと思っております。第2次計画におきましても、札幌市火葬場・墓地のあり方基本構想で掲げるビジョンである「みんなが尊厳ある葬送を実現できるまち」の実現に向け、着実に取り組んでまいりたいと考えております。多死社会が到来しても、市民の皆様が葬送について不安なく暮らしていけるよう、委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場から忌憚のないご意見を賜りますことをお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。本日もよろしくお願いたします。

○事務局（藤田） 続きまして、私、保健福祉局施設管理課長の藤田でございます。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、どうもありがとうございます。まず、今日は委員の交代がございましたので、ご紹介いたします。一般社団法人北海道造園緑化建設業協会より、これまでご参加いただいております古源委員に代わりまして、今回から廣部委員がご参加となります。委嘱状につきましては、時間が限られておりますことから、既にお手元に置かせていただいております。廣部委員から、一言いただけますでしょうか。

○廣部委員 北海道造園緑化建設業協会理事を仰せつかっております廣部と申します。前任の古源さんから引き継がせていただきまして、今回から参加させていただいております。これまでの流れについて把握できていないところもあるかと思うんですけども、皆さんと議論させていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

○事務局（藤田） 次に、委員の出席状況でございますが、本日は委員の皆様全員に出席いただいております。なお、ご覧の通り、石井会長と澤委員につきましては、Zoomによる出席となっております。また、本日の会議でございますが、報道機関1社、読売新聞の方が傍聴しております。議事録・会議資料につきましては、従前どおり後日ホームページにて公開することになります。では、資料の確認をさせていただきます。事前にお配りした資料と

して、パワーポイントのスライドを印刷した資料、それから第2次札幌市火葬場・墓地に関する運営計画案の2点でございます。本日お配りしている資料といたしましては、会議次第、それから委員名簿、座席表、あとスライド資料の差し替えがございまして、3枚お配りしております。不足はございませんでしょうか。では、事務局からは以上となります。

2. 議 事

○石井会長 それでは議事を進めさせていただきたいと思います。お手元の式次第に沿って、議事「次期運営計画の策定について(3)」につきまして、事務局からご説明をお願いします。

○事務局（高橋） では、画面共有しながら進めたいと思います。本日の議題は1件となっております。次期運営計画の策定についてです。今回で3回目となります。

スライド資料の3ページをご覧ください。策定までの流れとスケジュールは以前よりお示ししている通りとなっております。前回の2月28日の総会では、現行計画の取り組みとその成果、課題及び第2次計画における取組についてご議論いただきました。その議論を踏まえ、一部調整中の箇所はございますが、計画本書の素案を作成し、お示ししております。ただ、この場でその素案を1ページずつ確認していくのは時間的に難しいので、今回は要点をまとめたパワーポイント資料にてご説明いたします。素案については、必要に応じてご参照いただきながらご議論いただければと考えております。

4ページをご覧ください。計画の構成についてです。第1章に第2次運営計画の概要として、計画の策定の目的、趣旨、位置付けや対象期間、基本構想との関係を記載し、第2章に第1次計画の評価を記載しまして、第3章に現状の問題点、第4章に分野別の取り組みを記載するといった構成で考えております。前回の総会では、第2章に該当する部分をご議論いただきました。今回は主に第3章、第4章の部分についてご議論いただきたいと思います。と考えております。

5ページをご覧ください。第3章、第4章に入る前に、第2章の第1次計画の評価について、前回から修正した箇所をご説明いたします。4点ありまして、まず、上の2点については、令和6年度の実績が確定したことにより、値を更新したものとなっております。1点目の火葬場入場前の車内待ち時間については、30分以内としていたものを23分と、2点目の無縁化疑いの墓の割合については、11%としていたものを10.2%ということで確定となりました。次に、下の2点については、参考指標としている火葬場の料金体系の見直しと、市営霊園の新管理料制度の決定ですが、議会において条例改正の議決がされたことにより、評価をBからAに修正しております。

6ページをご覧ください。ここから、計画の第3章の現状と問題点、第4章の分野別の取り組みに入ります。ページの左側に現状と問題点を、右側に対応する取組を記載しています。なお、現状及び取組の右側に、計画素案における該当ページを記していますので、必要に応じてご参照ください。それではまず、市民の意識醸成からとなります。まず現状ですが、平成30年度調査で実際に終活している人は約25%でした。令和5年度調査では、自身や家

族、親族が亡くなった時に備えて、実際に行動したり準備したりしていることがある人は約33%でした。また、市のワークショップに参加するなど、葬送に関心が高い人はいますが、60～80代の方が多く、20～30代は少ない状況となっています。また、女性の方が多い状況です。次に問題点です。終活のメリットを感じていたり、終活をしたいと感じているものの、手順がわからず実際に終活をすることができていない方がいる状況です。また、前回の協議会で意見をいただいていた通り、比較的若い世代についても早くから関心を持ってもらうということが必要です。そして、従来の墓地から樹木葬や海洋散骨などの新たな葬送スタイルへ市民ニーズが変化してきていますが、情報の収集が難しい状況となっています。問題点を踏まえた取組です。まず、アンケート調査の実施ですが、これはワークショップやサロン等のイベントでの参加者アンケートや、定期的なインターネットアンケートの実施により、葬送に対する市民意識や需要の変化の把握を目指します。そして終活ネットワークです。令和6年度に構築したネットワークで、情報を求める市民が必要な情報にたどり着けるよう、庁内の各部局および業界団体などの民間組織と連携し、情報提供を行っていくものです。また、ターゲットを絞った情報発信として、若者はホームページやSNS等の媒体に接する機会が多い一方で、高齢者は新聞や広報さっぽろから情報を得ることが多いため、発信内容に合わせて適切な媒体を選択します。また、若い世代が関心を持つような企画を検討します。最後が火葬場・墓地に関する周知・啓発・対話です。今後の社会状況の変化によって起こる問題、火葬場や墓地のあり方・制度、葬儀などの準備に必要な情報等を周知します。

7ページをご覧ください。ここから、多死社会に対応した火葬場の関係となります。まず、里塚斎場の建替・改修です。現状についてですが、火葬件数について右下にグラフを示しています。令和6年度である2024年度までは実績値、2025年度以降は過去に予測を行った際の予測値となっております。火葬件数は増え続けておまして、令和6年度には26,421件となりました。今後、令和36年度には約32,000件に達すると推測されています。また、第1次計画期間中に行った待合ロビーのレイアウト変更や予約システムの導入により、混雑状況は改善されてきたところです。あと、建物や火葬炉はともに経年化が進んでいます。問題点ですが、すでに一施設のみで火葬できる件数を超えています。火葬件数は令和36年度に最大値となった後、緩やかに減少する見込みとなっています。待合棟へ向かう人と火葬棟へ向かう人が交錯する問題が解消されていません。建物自体が40年を超えており、火葬炉の入れ替え時期も近づいています。取組です。建て替え時期、場所、規模の選定を進めます。令和5年度には、①敷地外隣接地への建て替え、②現地での建て替え、③現火葬場の改修増築の比較検討を行っていますが、周辺地域住民の理解を得ながら、さらに詳細な検討を実施していきます。そして、整備計画の策定です。構造上の不具合が解消される構造の検討や事業方式の検討、建替費用の精査などを行って整備計画を策定します。

8ページをご覧ください。山口斎場の大規模改修手法の検討です。現状ですが、平成15年度から令和7年度の23年間、PFI事業として、民間事業者による高い水準の維持管理が行われておりました。その結果、火葬炉については、令和8年度以降10年間は問題なく

使用できる状態となっていました。令和8年度から令和17年度の10年間について、第2期PFI事業として、民間事業者が施設の修繕と運営を実施予定であり、現在はその事業者選定を進めているところです。問題点です。第2期PFI事業の終了後は、機械設備等や火葬炉の入れ替えを伴う大規模改修が必要となります。施設全体を運営しながらの大規模改修は困難であるため、その実施手法について運営手法と併せて検討する必要があります。取組ですが、まず大規模改修手法の検討です。令和4年度調査では、大規模改修の実施のために最大2年間の休場が必要としていますが、現在の火葬件数の状況では、里塚斎場1つのみで対応するのは困難です。そこで、山口斎場が休場となる間、令和16年度頃に供用開始予定の新里塚斎場および現里塚斎場を同時運用する期間を設けたり、山口斎場の大規模改修を半面休場により、半分は稼働しながら実施するなど、費用・工期・市民の利便性等を踏まえて検討します。そして、大規模改修とその後の運営手法の検討です。第1期事業では、建設運営・維持管理を一括発注することで、工期の短縮、水準の高い維持管理、財政支出の削減・平準化が実現しました。そのため、大規模改修とその後の運営手法についても、札幌市PPP/PFI優先的検討指針に基づき、PPP/PFI手法の導入を優先的に検討します。

9ページをご覧ください。火葬場の広域利用についての協議です。現状ですが、札幌市は近隣11市町村と協議を行い、「さっぽろ連携中枢都市圏ビジョン」、またその後続となる計画の「第2期さっぽろ連携中枢都市圏ビジョン」を策定しています。その中で火葬場も取組の1つに掲げられており、令和4年度より、情報共有、協力・連携のための会議を実施してきました。火葬場の使用状況としては、令和6年度の札幌市民以外の方の火葬件数は、全体の7.7%を占めています。また、北広島市とは協定を締結しており、石狩市とは協定はないものの、石狩市が石狩市民に補助金を出すなど、それぞれ関係が深く、下の表に示していますように、その2つの市で広域圏在住者の火葬件数の半数以上を占めている状況となっております。この分野については、問題点として挙げているものではありません。取組ですが、各自治体との情報共有ということで、令和4年度より実施している「火葬場の広域利用に関する検討会議」について引き続き開催し、火葬場の大規模修繕や災害等非常時における協力体制等について協議していきます。また、北広島市、石狩市との取組として、2市の火葬場運営の方向性や今後の火葬需要について個別会議を開催するなどして情報共有を密にし、今後の札幌市の火葬場利用の枠組みを検討します。

10ページをご覧ください。残骨灰等の無害化处理です。現状ですが、収骨後に残った灰である残骨灰や、集塵機により集められた灰である集塵灰は、ダイオキシン類等の有害物質を含んでいます。これらは生活環境保全上の支障を及ぼさない構造を持つコンクリート製の残骨灰槽に保管されています。近年、地震や台風、ゲリラ豪雨などの災害が増加しており、万が一、災害により残骨灰槽が損壊浸水した場合にも、安全安心を確保できるよう、令和4年度より無害化处理を実施しているところです。無害化处理後の残骨については、残骨灰槽へ変換しております。重量は数パーセント程度まで減少します。無害化处理の過程で副次的に得られる金や銀などの有価金属の引き取り収入は、火葬場の整備運営に活用しています。

問題点です。各斎場の残骨灰槽には多量の残骨灰が保管されており、それらは有害物質を含んでいます。また、残骨灰は日々発生していますので、無害化処理を行わない場合は新たな残骨灰槽の設置が必要になっていきます。そして、有価金属の引き取り収入の使い道について、遺族への配慮が必要です。取組です。残骨灰等の無害化処理ですが、札幌市の火葬場では残骨灰が1施設あたり年間約10トン発生しており、これらを既保管分と合わせて順次処理していきます。なお、一度に大量に処理すると、入札に参加可能な処理業者が限定されてしまう可能性がありますので、競争性を確保可能な範囲で処理を進めていきます。また、有価金属引き取りにより得られる収入の活用です。無害化処理の過程で得られる有価金属の引取により得られる収入を火葬場の整備・運営に活用し、サービスの維持向上を図っていきます。

11 ページをご覧ください。ここから少子高齢社会に対応した墓地の関係になります。まず、民間墓地納骨堂に対する指導です。現状ですが、札幌市には民間事業者が運営する3つの民間墓地のほか、宗教法人が檀家のために設置した寺院墓地や納骨堂が多数あります。平成29年3月に条例を制定し、公益法人が経営する墓地や一定規模以上の納骨堂等の財務状況について報告を義務付けています。新規で経営許可や変更許可の申請があった場合は、専門家により構成される札幌市墓地等財務状況審議会に意見を聞き、審査を行っています。令和4年度には、市内にある納骨堂が競売により土地建物の所有権を失う事例が発生しました。問題点です。宗教法人の名を借りて実質的に経営の実権を営利企業が握る名義貸しを防止する必要があります。民間墓地及び納骨堂は、安定的な運営を維持できなくなると、その利用者が不利益を被る恐れがあります。取組です。市民ニーズに対応した墓地供給の推進ですが、毎年度、定期的な民間墓地経営者との打ち合わせ等による連携を行い、市民ニーズを踏まえた墓地供給の推進に取り組みます。また、民間墓地と納骨堂の安定経営に向けた指導については、経営や変更許可申請があった場合には、札幌市墓地等財務状況審議会を活用し厳格な審査を行い、許可後は一定期間、事業者の事業が計画通りに行われているか確認します。また、公益法人が経営する墓地や一定規模以上の納骨堂の財務状況を調査審議し、安定経営に向けた不安がある事業者に対し、改善に向けた指導を行います。

12 ページをご覧ください。新たな合葬墓の設置です。現状ですが、少子高齢化が進んだことにより、右下のグラフからわかるように、個別埋蔵式の墓石型の墓に変わり、合葬墓や樹木葬の需要が増えてきています。また、平岸霊園の合同納骨塚は、もともと行旅死亡人や引取者のない遺骨等を収めるための施設として設けられましたが、現在は親族の遺骨を所有する札幌市民など、一定の条件を満たせば使用可能としており、件数が年々増加しています。問題点です。当初計画した墓地供給と多様化する市民ニーズの間に乖離が生じています。また、合同納骨塚の利用条件について、家族のあり方の多様性の観点から、埋蔵する遺骨の対象範囲の拡大を検討する必要があります。また、札幌市民として亡くなくても、親族の方が市外に居住しているケースも増加しており、申請者の居住要件等の検討も必要です。そして、近い将来受け入れ可能数を超過する見込みとなっております。取組です。まず、新

たな合葬墓の設置です。これは令和11年度の供用開始を目指して取り組みます。次に、合葬墓の利用条件の見直しです。第1次計画において、このあり方推進協議会の墓地部会にて、利用条件の見直しを検討しておりました。これについて、詳細な条件や実務上の手続き等を検討し、導入を目指します。最後に、安定経営に向けた料金体系です。新たな合葬墓の設置費用を踏まえて、持続可能な合葬墓の実現が可能な料金体系を目指します。

13 ページをご覧ください。墓地需要予測の実施と市営霊園墓地供給（再公募）のあり方検討です。現状ですが、右下のグラフに示している通り、近年、市営霊園の区画を変換する方が急増しています。そして、札幌市では民間霊園に墓地供給を委ねる方針をとっております。空き区画の急増に比例して、市営霊園の再公募数を増やすことは、民間霊園の墓地等の供給に影響を与えます。問題点です。返還による空き区画の増加は、管理料収入の減少につながります。そして、今後さらに空き区画が増加する可能性があります。また、埋蔵需要は令和36年度に向けて増加していきませんが、その後は減少する見込みとなっております。取組です。まず、墓地需要予測の実施です。直近では、平成29年度に調査を実施しておりますが、市民ニーズの変化等により大きく乖離が生じている可能性がありますので、改めて調査を実施するものです。その調査結果も踏まえて、市営霊園としての墓地供給について民間霊園等及び市営霊園の双方が将来にわたって安定した経営を行えるよう、市営霊園としての墓地供給のあり方について検討します。

14 ページをご覧ください。市営霊園および旧設墓地の無縁墓への対応です。現状ですが、少子高齢化の進展に伴い、無縁化が疑われる墓が増加しております。これまで、看板設置や戸籍調査等により解消に努めてきておりましたが、令和6年の末時点では全区画の10.2%となっております。無縁化が疑われる墓は、墓地の荒廃や不法投棄の温床となる一方で、樹木の伐採や墓石の倒伏防止には手間や費用がかかります。解消にあたっては膨大な手間・時間を要します。問題点です。無縁化が疑われる墓を放置しておく、墓石倒壊の危険や周辺区画に悪影響を与えるだけでなく、市営霊園・旧設墓地全体の景観悪化が進みます。新たに無縁化が疑われる墓が発生することを防止する必要があります。無縁疑いの墓を無縁墓として整理するには慎重な検討が必要です。取組です。使用者と連絡が取れない場合は、戸籍調査により現住所や縁故者の有無を調べます。また、無縁墓の発生の予防として、手続きに関する通知文の定期送付、注意喚起看板の設置、墓じまいの啓発などにより、新たな無縁墓の発生を予防するための取り組みを促進します。無縁墓対策については、第1次計画でも成果指標としていた項目でありまして、その目標値13%というのは達成しておりますが、第2次計画ではさらに減少させるということを目指しております。

15 ページをご覧ください。市営霊園の運営・改修・機能の統廃合です。現状ですが、3か所の市営霊園は開設から40年以上が経過しており、園路・階段、手すり、雨水桝等の様々な構築物の老朽化が進んでいます。令和6年度に実施した施設健全度調査では、機能に支障が生じる可能性がある、もしくはすでに生じている施設は全体の60.9%となりました。最も古くからある里塚霊園管理事務所については、令和11年度供用開始を目指して建て替え予

定です。問題点として、霊園内の様々な構築物の老朽化が進んでおり、改修のために計約 24 億円の費用がかかります。取組です。霊園管理事務所の建替等ですが、里塚霊園管理事務所については、令和 11 年度の供用開始を目指して建て替えを行います。その他の霊園管理事務所についても、利用状況や老朽化状況を踏まえた運営・改修を検討します。次に運営手法の検討です。霊園ごとの業務量や必要人数を精査した上で、指定管理者制度及び P F I 制度導入による市営霊園の運営について検討を行います。

16 ページをご覧ください。旧設墓地の管理方法です。現状ですが、札幌市内および市外に 17 カ所ある旧設墓地は、明治期に自然発生的に作られた埋葬地を始まりとしており、昭和期に札幌市が管理を引き継いでいます。昔からある墓を代々継承していく方に限り使用を認めており、新規の使用者募集は行っておりません。問題点です。80%以上の使用者が継続使用を希望しており、廃止・集約は難しい状況です。使用者の特定できない未許可墓が存在しています。歴史的背景から管理料制度を導入していないため、市営霊園ほどの維持管理が行えておりません。市営霊園と異なる運営を見直すにあたり、土葬体埋葬場所の不明等の課題があります。取組です。まず、未許可墓の解消ですが、墓参者に対しての案内看板の設置等により、使用者が特定できない未許可墓の解消を図ります。また、安定的な維持管理の実現のため、市営霊園の管理料導入後の状況も参考に、旧設墓地の管理方法を検討します。

17 ページをご覧ください。ここからは、成果指標及び参考指標の案となります。まず、成果指標です。市民の意識情勢については、事務局案として終活イベントの参加者数としております。終活イベントの参加者数を増やすことで、葬送について話し合い、自分ごととして考え、行動する人が増え、個々人が抱えている葬送に関する不安を取り除くことにつながります。前回の協議会において、やったことを評価できる形で進めていくべきというご意見をいただいておりますので、第一次計画では、葬送に関する行動をしている市民の割合というのを成果指標としておりましたが、それよりも取り組んだことの評価がわかりやすいような指標と考案して提案したものです。続いて火葬場についてですが、第一次計画では火葬場入場前の車内待ち時間としておまして、予約システムの導入などにより、目標値である 30 分以内というのは達成できております。そこで、第 2 次計画については、その車内待ち時間は十分改善されましたので、別の指標にするべきであると考えていますが、里塚斎場の整備計画や山口斎場の大規模改修計画など、第 2 次計画の各取組を行った結果として、何か 1 つの指標として現れてくるものがないため、調整中としております。何か良い案をお持ちの方がいらっしゃいましたら、ご意見いただければと思います。そして、墓地については、第 1 次計画と同じ無縁疑いの墓および無縁墓の割合としております。こちらは第 1 次計画の目標値 13%を達成しておりますが、さらに低減していくことが望ましいものですので、さらなる高みを目指すということで、同じ手法としております。

18 ページをご覧ください。続いて、参考指標です。市民の意識情勢については、出前講座の実施回数です。火葬場関係については 4 項目ありまして、里塚斎場の建替改修手法については里塚斎場の整備計画策定、山口斎場の大規模改修手法の検討については山口斎場の

大規模改修手法の決定、火葬場の広域利用についての協議についてはさっぽろ連携中枢都市圏の各市町村との協議、情報共有の実施、そして、残骨灰等の無害化処理については、第2次計画期間中の残骨灰の処理量を考えています。

19 ページをご覧ください。墓地関係については項目が5つで、参考指標は6つとしております。民間墓地納骨堂に対する指導等については、必要な経営状況報告を行っている民間墓地納骨堂の割合、新たな合葬墓の設置については、新設した合葬墓の運用、墓地需要予測の実施については、そのまま墓地需要予測の実施、市営霊園の運営・改修・機能の統廃合については、2つ指標を設けておまして、1つが改修方針の決定、もう1つが運営手法の決定です。そして旧設墓地の管理方法については、旧設墓地の管理方法の決定です。事務局からは以上です。

○石井会長 ご説明ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、ご意見やご質問を伺いたいと思います。せっかくの機会でございますので、ご参加いただいている方それぞれから、どんなことでも結構ですので、ご意見等いただければと思います。

最初リモートで参加されている澤さんからご発言をお願いしてもいいですか。

○澤委員 火葬場の残骨灰のところで、有価金属が出た時に、遺族への配慮が必要って書いてあったんですが、例えば歯に金歯が入っている場合など、札幌市でこういうふうにしますよ、というようなお知らせはあったかなというのがありました。火葬をする時に、そういうものを配っているのかなとか。うちの会員さんで、亡くなった時に、自分は金歯を入れているので、火葬場で必ずそれを拾ってくれという、エンディングノートに書いてあるという人がいたんですけども、そうやって対策をしてあれば拾えるんでしょうけれど。後で「うちのおばあちゃんにこういうのがあったんだけど、あれはどこ行ったんだろう。」なんて聞かれた時に、最初にこう説明してありますのでっていうものがあればいいなと思いました。多分それは広報とかには、もしかしたら載ってるかもしれないですけど、あんまり広報とか見ないですし、そういう説明書が必要かなっていうふうにも思いました。

○石井会長 どうもありがとうございます。今の件は、事務局から補足があればお願いしたいと思います。

○事務局（藤田） 施設管理課長の藤田です。残骨灰から得られた有価物の収入についてですが、澤さんからどういった使い道というか、説明があると良いのではないかとということで、ご意見いただきまして、ありがとうございます。今、現状ですけれども、例えば、火葬場や広報などで、こういったものに使っているという広報については、まだしていないところです。市議会の中での議論はあるのですけれども、外に発信しているものが今はない状態なので、今後の取り組みとして検討させていただければと思います。以上です。

○皆川委員 関連していいですか。10 ページに遺族への配慮が必要ということが問題点として挙げられているにもかかわらず、取組の方にそれへの対応策が書かれていないのが疑問となっている原点だと思いますので、問題点として書かれるのであれば対策が必要ですし、対策が無いのであれば問題点として記載しないというような対処が必要ではないでし

ようか。

○事務局（藤田） ありがとうございます。

○石井会長 今のは、むしろご意見として、配慮が必要なら何か取組が必要だということでございますよね。その通りだと思いますので、整合性をとるということで、ご検討いただくということで、お願いしたいと思います。

そしたら、山上さんから順次、私から見て左側の列の皆さん、お話いただいて、次に右側で、1人ずつご発言いただければと思います。よろしく申し上げます。

○山上委員 前回の総会の中で、私、無縁墓のお話をさせていただいていたので、無縁墓の対応の取組のところで、戸籍調査というのは継続ですし、無縁墓の発生の予防というのも、これも継続に近いのかなと思っているんですけども、新管理料について、令和8年度から新管理料を徴収するという話になっていて、それについては、ある意味契約をするって話ですよ。

○事務局（秋田） 計画係長の秋田です。新たに現使用者と契約を結ぶという形ではなく、札幌市から使用許可を与えていて、それを書き換えるということもせず、条例で決まって、それを根拠に徴収するというので、条例に、3か年滞納した場合には許可を取り消すことができるという規定があります。

○山上委員 周知はしてるんですか。

○事務局（秋田） 今年度、各使用者に通知文をお送りする予定になっております。

○山上委員 そこは本当に条例の改正だけで、一方的に決めていい話なんですかね。不利益が結構大きい気がするんですけど。理屈上は契約になるのかなっていう気がしたんですけど。

○事務局（秋田） 市役所の法制部局には確認をして、それで問題ないということで進んできておりました。

○山上委員 それであれば、まず制度の周知が必要なんだろうなと。特に不利益が大きい、最終的にはその使用許可が取り消されるという効果があまりに大きいので、その周知を徹底するということは、今年度やるべきことかもしれないですけど、令和8年度以降もやらないといけないことかな、というふうには思います。

○事務局（秋田） もし不利益処分をする場合は、別途その手続きがあるという、取り消す際に不利益処分の手続きがなされるということではあります。

○山上委員 それはそうなのですが、実際にその管理料を徴収することになり、3か年滞納すれば使用取消するという話なんですから、そもそも事前に周知しておかないと、不利益が大きいのかなと。不利益処分の手続きをする、それは行政上当たり前の話ですが、それとは別にその制度を導入する以上は、管理料がどういう目的で直されていて、それを滞納した場合どうなるのかということはやらないと、仮に条例だとしても、ちょっとやり方として乱暴のかなという気がします。という無縁墓の話と、それから17ページの市民の意識醸成のところで、成果指標の「終活イベントの参加者数」、これはこれでいいと思うんで

すけど、途中の問題点のところ、若い人が少ないというような記載があったんですよ。現状として記載しているところとか、問題点として若い世代にも関心持ってもらう必要がある、という記載がある。だとすると、この終活イベントの参加者数、これ全体として見るのも大事だと思うんですけど、その他に若い人の参加率とか参加者数っていうのを入れてもいいのかなっていうふうには感じました。以上です。

○石井会長 続いてお願いします。

○中島委員 素朴な疑問としてなんですけど、火葬後のお骨からダイオキシンとかっていう、そういうものが出ているようなニュアンスで受け止めるんですけど。例えば、ご遺族がお骨を拾っていったものに対しても、そういう可能性っていうのはあるんですか、害が。本当素朴な疑問ですいません。

○事務局（藤田） 施設管理課長の藤田です。ダイオキシン類については、主に集塵灰の方から出てくるようなものになってございます。排気の方で集めた集塵灰の方が主で、お骨自体は実際の測定だとかはしておりませんが、そこには、こういったものは含まれてないということ考えております。

○中島委員 それに合わせて、例えば、有価金属云々って書いてますけど、こういうのの金額は出すんですか。どれぐらいの収入になっているとか。

○事務局（藤田） 回収した金や銀の量については公表してまして、計画案の26ページ、これまで過去3年間の処理をしてきておりまして、残骨灰の処理量と回収できた有価物の量、それから返還して、また供養塚に納めた残骨の量はこちらにも載せておりますし、ホームページの方でも公表しているという形になります。

○中島委員 金額的なものは。

○事務局（藤田） 金額については、金の相場についてはその時その時のものなので、これでいくらというのはいないです。ただ、残骨灰の無害化処理については、無害化処理にかかる経費と見込まれる収入の差額で入札してもらいます。そうすると、得られる方が多いのでマイナスの金額、つまり札幌市の収入である金額で入札がされて、落札者を決定していくので、この落札金額もホームページで公開されております。今、細かい数字は覚えていないですが、昨年度の山口斎場の処理については、大体4000万円ぐらいの収入になったかと記憶しております。

○中島委員 併せて、遺族への配慮という部分は、これ言葉だけなので、例えば、どのような配慮を考えているのか。

○事務局（藤田） 火葬場に残していただいた残骨灰からの収入ということで、こちらにも書いてございますけど、火葬場の整備や運営といったところに使っていこうと考えているところです。全然関係ないものに使うのではなくて、火葬場の運営だとかに使っていければということで。実際そういうような形で予算も、我々の火葬場の関係の運営費として、使わせていただいています。

○中島委員 こういうことについて、一般市民の方というか、あまり認知されていないよう

な気がするんですけど。

○事務局（藤田） 最初、澤さんからご意見いただいたとおり、今後、周知というか広報についても、課題として検討していきたいと思います。

○中島委員 ありがとうございます。

○上田委員 今のことに関連して質問してもよろしいですか。

○石井会長 どうぞ。

○上田委員 先ほどの無害化の話なんですけれども、この残骨灰の有害な部分って棺の釘だったり保護剤とかってというようなところも関係したりって聞いたことがあるんですが、そんなことはないですか。要は何が言いたいかという、結局、焼いた後の残骨灰を無害化する以前に、そもそも入り口の部分で、できるだけ有害なものを減らしてもらうという対策もあり得る気がするんですよ。多分、結構ヨーロッパとかだとその辺かなり進み始めてたりして。それこそ骨壺とかも分解型の骨壺というのがルールになっていて。分解されないと骨壺は埋められないようになったりとか。いわゆるエコな方向の取り組みだと思います。なので、結局焼いた後に有害で、それを無害化しなければいけないのであれば、焼く前の段階で有害にならないような方向性というの1つあるのかな、って思って伺っておりました。そういったルールは、それこそ条例じゃないですけども。減らしていくってことはできないんですか。

○事務局（藤田） 施設管理課長藤田です。今の話、副葬品の話と考えられるのですが、副葬品につきましては、副葬品の制限ということで、札幌市の火葬場条例、それから規則の方で、燃えにくいものとか、融けてしまって炉やお骨にこびりついてしまうものとか、爆発するようなものとか、制限はしております。有害物質のダイオキシンというのは、物が燃える、燃焼させると発生します。それ以外に、水銀ですとか六価クロムが一定程度含まれていますが、水銀については、以前の歯科治療で水銀のアマルガムというのを使っていて、そういったものは年配の方ですと、まだあったりするのかなと思うのですが、それが原因と言われていています。今は歯科治療で使われなくなっているんで、水銀はもう出なくなったのですが、六角クロムについては、おそらくステンレスの素材などから出てくるようなものということで、火葬の台車に使うものの素材も変えたりして、低減するような対策をしてきてるところです。

○上田委員 ありがとうございます。以上です。

○石井会長 分かるものであれば、有害なものを入れないという周知みたいなことがあると言えはるんだと感じましたので、それについて、うまく言えるようなことがあればご検討いただくとということと、また、さっきから話題になっている有価物の引き取り収入のところ、遺族への配慮ということで、言ってますけど、これは個別的な配慮では多分ないと思うので、ある意味では、ちゃんと出てきたソースの状況に従ってうまく使うみたいなことだったら、むしろそのことをちゃんと書くような形の方が、誤解がないかもしれません。ちょっとそこはそういうことでご検討いただいてもいいかなと思いますので、よろしくお願

いします。

じゃあ続きまして、次、福田さん、お願いします。

○福田委員 まず、前回の協議会の最後に資料をお願いしました。無縁化が疑われる墓、それから引き取り手のない遺骨の割合、合同納骨塚の埋蔵体数。これ先日いただきました、ありがとうございます。それは後ほど触れることにいたしまして、最初に意識醸成の面で二つのポイントに絞ってお話したいと思うんですが、1点目はワークショップ等の成果指標、参考指標、先ほど山上委員がおっしゃったことと直接関係してくるようではございますけれども、私もワークショップとか終活イベントに昨年参加したり、見学させていただきましたけれども、やっぱりここに書かれている通り、参加する年代層のお客さんが限られているわけですよ。だいたい60代70代ぐらいの女性が多く、男性は少ない。若者はかなり壊滅状態です。これは18ページにグラフがありますけど、一目瞭然で、男性が4分の1にならない、若者20代はいない。これは提案なんですけど、終活イベントの参加数とか出前講座の回数、これを指標にするのはもう終わりにした方がいいのではないかと。つまり、量的な拡大、たくさんやりましょう、あるいはたくさん集めましょう、これは自明の理として、もう量的な拡大から質的な変化を持っていかないと。つまりじゃあどうするかというと、男性の割合を3分の1ぐらいにしましょうとか、若者の割合を5%ぐらいにしましょうとか、そういう目標を定めて、あまり過大な目標は設定できませんけども、そういうふうに目標を定めていかないと、いくらやっても回数は増えて参加者が増えるかもしれないけど、こういう男性が少ない、若者が少ないという構造は温存されたまま量的拡大で終わってしまう可能性があるのではないかと。ということで、目標を定めて、男性や若者、そしてその目標を達成するにはどうしたらいいか。例えば若者であればですね、若者対象の出前講座、これを札幌の学校、市立大学もありますし、高校もあるわけですよ。そういうところでちょっと頼んでやってみるとか、そういうようなことで、まずはその若者、男性、これを増やす方法を、質を改善していくということを考えていけるんじゃないかなというふうに思っています。それからもう1点、これも意識醸成の中ですが、ターゲットを絞った情報発信というのがあります。6ページですね。これは端的に言いますと、若者はネットだ、高齢者は活字だという割り切り方をされていて、基本的にこれは間違いないと思います。特に今、高齢者がネットを使えない、アプリも使えないということが非常に問題になっているわけで、そうした情報格差が存在することは間違いないので、高齢者に活字情報という基本構造は問題ないと思うんですけど、一方変えなきゃいけないのはですね、高齢者層でも、前期高齢者をはじめとしてネットを使える層がどんどん増えていっている。特にこの計画って来年の春からですよ、期間としては5年間。計画の最後の方になると、これはまた、どんどん高齢者のゾーン、65歳を念頭に置いているのですが、そういうゾーンに今の60歳前半の人たちが入ってくる。そうすると、どうなるかということをお考えの方がいいと思います。5年後ですよ、計画の最後の方というと。5年後というと、今の60歳から69歳の人、60代の人、これが前期高齢者のゾーンにすっぽり入ってくる。今、この60代の人々のネット利用率は90%ぐらい

なんですね。ただ、5年後ぐらいになると、前期高齢者のゾーンにすっばり入ってくる。ただし、習熟度の問題というのが出てくる。じゃあアプリもスイスイ使えるのかということ、それはまあ、若者20代、30代に比べるとそこまではいかないだろうと。ただし、活字だけではない。両にらみでやらなきゃいけない。その辺の情報格差というのは、いろいろあるよということを、特に意識醸成という意味では、若者は大事なんですけど、まずは高齢者60代、70代というのは最大の対象ですよ、当面の。そういう人たちの情報、アクセスというのはどうなっているかということ、もう少しきちんと整理して書いた方がいいんじゃないかなというふうに、私、そういうふうに印象を受けました。とりあえず2点以上です。

○石井会長 ありがとうございます。成果指標について、むしろ質的な内容を盛り込むというようなところは、ある意味では、上手に作ると、あんまり変な負荷がかからない形にもなるかと思うので、ぜひ参考にするといいかなということと、後段の話は、ある意味ではネット社会、情報社会、デジタル社会をどうつくるかということ、やっぱり世代交代していくことを上手に踏まえて、むしろデジタル系の情報発信をみんなで受け止めるようにするというのは、札幌市全体としても多分そういう方向で考えている話かと思うので、そういう方向性を前提として、記述するという考え方があってもいいのかなと感じました。よろしくお願ひ申し上げます。

じゃあ、次ご発言をお願いいたします。

○堂本委員 堂本です。質問事項と、あと火葬場と墓地について確認したかったのですが、5ページの条例改正ということで、定例市議会の内容についてよく承知していないので、簡単にどういう内容を教えてほしいというのが1点。それと火葬場の広域利用ということになるんですけども、北広島それと石狩とそれ以外も含めて約7.7%になるということで、かなり大きな数字になっていますけれども、最終的にはこれは5年先か、10年先とはちょっとまだ分からないですけども、広域利用ってどこまで取組をしようという考え方があるのか。今は不足時とか、トラブルのあった時とか、災害時とか、そんな時の使い方ですけど、極端に言えば、私の知っているところでは、例えば長沼なんかは新しく作っていました。それ以外のところも、例えば北広島がどういう状況になっているとか、設備の耐用年数はどうなのか、石狩市はどれぐらいの設備関係、例えば新設とか、そういったものをどういうふうに考えられているのか。極端に言えば、里塚を新設するのであれば、そこにも包含してしまうのか、どこまで考えられているのか確認したいなど。また、北広島で613件あるのであれば、全体として年間で何%ぐらい札幌を使っているのか、そういう情報もどこまで取られているのか。そういう前提で、どうしようとされているのかお聞きしたいなと思います。それによって設備の大きさとか含めて考え方はいろいろ変わってくると思いますので、明確にする必要があるのかなというふうに思っています。それと墓地の関係ですけども、合葬墓ということで、前から話題になっていました、平岸が満杯で、それでこれを作らなければならない。その前提が一応は、札幌市民か、札幌にゆかりのあった方ということ、あと、金額についてはこれから見直すというふうになっているんですけども、合葬墓の納骨塚、

これ先ほど言われました、前の件数ですね、出てます。送っていただきましたけども、件数的には 24 年度では火葬が例えば 26,421 件あって、この時に合葬墓を使っているのが、4,343 件ということで、単純な割合だと 16.43%となっているんですけど、この中に、例えば新しく火葬された人が入ったのと、他市町村で何かやったものが入ってきたのと、そんな割合だとか、実質的に札幌の方で火葬された中で、どれぐらい納骨塚の方にいっているのか。その割合を捉えられているのかどうか、いろんな対応が入ると思うんですけど、まとめを取られていて、今後の合葬墓その大きさを含めて、最終的に決める時の参考になると思うんですけど、その数値をどういうふうに取りられているのかということと、もう一点、すみませんけども、去年、新しく墓地の空き地を再公募ということで確かされました。それで、その時に私はいろんな新しい契約体系で、料金だとかいろんなことを含めた後で再公募すればいいと、その時は思っていたんですけども、今後、再公募されるのは、多分しばらく何年間かされなければ、それはそれでいいんですけども、その前に新しい管理料を含めて、全部作ってしまって、という段取りを組まないで、まだ年数が延びてしまう。まあ、その辺の再公募を含めてのところは、しばらくはしないんでしょうね、というようなことの確認といえますか、今後の供給の問題もありますから、供給と空き地、そういったところを確認したいなど。

○石井会長 ありがとうございます。確認事項がいくつかあったと思うので、答えられる部分はお願いします。

○事務局（秋田） 計画係長の秋田です。まず条例改正の内容についてなんですが、火葬場については、単純に料金を見直ただけですね。市民が無料だったのが有料になると。12 歳以上の市民の方が亡くなった時は 16,000 円になります。それから特別控室使用料につきましては、今、市民、市外問わず一室当たり 23,000 円だったところが、市民が 5,000 円に変わります。こちらが、施行が令和 8 年 4 月なので、令和 8 年度から新しい料金に変わります。条例自体は可決されましたので、既に成立しています。それから市営霊園の新管理料制度の方の条例については、この墓地条例というのが、これにかかる条例なんですけれども、メインの部分は、今の皆さんにもご議論いただいてきた管理料制度の導入という部分が主でして、今まで清掃手数料として 20 年分納めていただいたものを、令和 8 年の 4 月以降は年間一区画当たり 6,800 円という管理料を徴収する形に変更となります。ただし、市営霊園については、使用開始から 20 年経過していない区画の方もいらっしゃるんで、その方については経過措置として、20 年経過してから、1 区画あたり 6,800 円を徴収するという形になります。条例改正については、その部分がメインとなります。

○事務局（藤田） 施設管理課長の藤田です。広域利用についてということですが、さっぽろ連携中枢都市圏の圏域の市町村と協議を行って、あと堂本さんのおっしゃられた通り、長沼町さんの火葬場もそうですし、それぞれの市町村さんで火葬場をお持ちなので、基本的には今出た災害時とか、火葬場の改修とかの時に、相互利用みたいなところ、あるいは札幌市で受けるみたいなところで、どういう協力ができるかということを確認しているところで

すけど、その中で、お話にもありました石狩市さん・北広島市さんについては、それぞれの市の方で、それぞれの市民が札幌市の火葬場を使った時の補助制度を設けているということで、利用が増えてきているということです。北広島市さんについては、火葬場が、自前のものがあって、火葬炉が2炉動いているという状況だそうです。札幌市の方で、この数字だと613件火葬したということになってはいますが、これが、およその数字になりますけれども、北広島市民の方の火葬の約8割以上が里塚斎場を利用されているということになります。石狩市さんも火葬場が3か所ある、石狩市さんは市町村合併したところで厚田の方だとかを含めると、小規模な火葬炉1炉の火葬場ですとか、3か所あるというふうに聞いてはいますが、どれぐらい石狩市民が山口に来ているかという数字は出てきませんが、多分北広島市さんと同じような状況なのかと思います。今後については、それぞれの市の方で火葬場の整備をどうしていくかというのは検討されていると思いますが、情報共有しながら、例えばおっしゃられた里塚斎場の整備にあたっては、北広島市さんとも情報共有しながらというか協力しながら、少なくとも今は8割程度の火葬を受けているのですけれども、そういった火葬も賄えるように考えているところです。ただ、北広島市さんの火葬件数600件、全部合わせても800件ぐらいらしいのですが、里塚斎場で今は年間13,000件ぐらい火葬するので、その割合からすると大きくないので、そこも含めて整備したとしても、それほど大きな影響はないというふうに考えています。もちろん、情報共有しながら整備計画というのは考えていくことになろうかと思っています。あと、他が整備するとかしないとかってというのは、相手方の市町村の検討の話なので、ここに書き込むようなことではないかなと思っています。

○堂本委員 ただ、費用負担の関係で言うと、補助金を得るとか、そういうことが書いてあったんですけども、そういったことがあるのであれば、それも1つの考え方かなと。

○事務局（藤田） そういうところも踏まえて、相手方との協議をしながらということになりますので、この計画に具体なところを書き込むところではないかなと考えています。

それから、合葬墓の遺骨の由来というお話ですが、今は大体年間3,000体以上納められるのですが、そのうち、身寄りの方がいらっやらない引き取り手のないお骨として納められるのが、大体年間700件ぐらいだろうと思うのですが、その割合はごぎいますが、残りについては、特に火葬されてすぐ来るのかというのは、どのぐらいの割合か把握はしていません。市民の方の遺骨であるかとか、昨日火葬して持ってきたものなのか、5年前に火葬して持ってきたものなのかとか、そういった統計は取っていません。墓じまいで入れるお骨も、市外から来るものもあれば、市営霊園の墓じまいをして入れる方もいらっやいます。その割合というのは取っていませんが、増えてきている数字というのがこのグラフに表れています。

市営霊園の再公募につきましては、これまで平成7年ぐらいから始めまして、近年だと大体3～4年に1度再公募しているということで、前回は令和5年に再公募をしております。3～4年に一遍ということなので、令和8年か9年、つまり来年か再来年かというところが

再公募のサイクルになってきます。今回、その管理料の見直しもされたところで、今まで使用開始時に一括でもらって、その後、使用者と連絡を取る機会がなかったというところに、無縁というか連絡先が分からなくなるという原因があったということもあり、今回の管理料制度では、毎年いただいていくというふうに制度を変えたところでございます。ですので、まだ来年度なのか再来年度なのかというところは検討中のございますけれども、市営霊園の需要もあるということでございまして、8年度か9年度には再公募しようと考えております。以上でございます。

○堂本委員 ありがとうございます。今の最後のところの、使用料は分かったんですけど、毎回問題になってます、使用が終わった時にお金を払わなかったらどうしますか、という問題もありましたよね。いわゆる所有権の問題、多分墓石だったりも含めて。そういうことも含めた中で、こうするんだという取扱いを決めた後でないと、募集しても、結局また3年後、どんどん最終改定が遅れてしまうので、そういうこともクリアした方が私は良いと思ってるんですけど。決めてですね、こういう取扱いにするんだと。そうしないと、まずいかなという気がします。

○石井会長 多岐に渡り、ありがとうございます。この中で、広域連携の話は、具体的に積極的に何かをやる状況ではないことはわかっているんですけども、秋元市政の重要政策の一つが広域連携ですので、トーンとしてはもう少し前向きな位置付け・書き方をされた方がよろしいんじゃないかと。要は、単に情報共有ということよりは、実際に言葉で書いてあるような、もうちょいやることは具体的なところまで行くので、必要に応じてやっていくみたいなことが取組の基本になると思います。むしろトーンとしては、もっと積極的なトーンを、特に取組の前段の方を単に情報共有としないぐらいの書きぶりをうまく考えた方がいいんじゃないかというのが、1つ印象としてあります。

それと、再公募の話ですが、事前に説明の時にも申し上げたんですけども、基本的には民間を市が補完しているのではなく、市の行政を民間が補完しているというのが墓地行政の基本なので、市営霊園が空いたら再公募するのが当然だというのが原則だと思います。かといって、民業を圧迫しろという意味では決してないので、民業圧迫しないようにやるというのが当然の話。ただし、民間に配慮することがファーストの対応ではないという、むしろ、ちゃんと書いておかないと逆に問題が起こる可能性があるのも、基本的には空いているところは貸し出す。ただし、需給なり民間の経営動向はちゃんと見ますという、やはりプライオリティはちゃんと分かるような整理をしていただいた方が、誤解がない可能性があると感じましたので、ご検討いただければと思います。

じゃあ、上田先生、次ご発言をお願いします。

○上田委員 今の堂本委員と石井先生のお話なんですけど、今の最後の話からで、私もこれ実はちょっと指摘したかったなと思って、13 ページの話ですよ。まさに石井先生がおっしゃってた話と全く同じなんですけど、今日のスライドの13 ページのポチの2つ目とかですかね、これはある意味、札幌市の呪縛やしがらみを表沙汰にしまっていていいの、逆に

心配になったという感じがあります。堂々と書いてしまっているんですかね、という話なんですけど、ちょっと書き方をぼやかした方がいいんじゃないですか。これが現状であって、問題があって、取組というところが、先ほど石井先生がおっしゃっていた話だと、普通の人を読めば、そもそもその方針が間違っているんじゃないのってみんな思っちゃいますよね、この書き方だと。なので、現実的にはそうなのかもしれませんが、計画の書き方として、これはちょっとまずくないかなと心配になったというのが1つ目です。それから方針から変えるっていう方が本当のあるべき姿だと私は思いますけれども、石井先生もおっしゃった通りですけども、方針が変えられないのであれば、書き方としてこれはちょっと危ないんじゃないかと思ったところです。

2つ目が、先ほどの堂本委員の話なんですけど、私もお恥ずかしながら令和7年の墓地条例の改正をきちんと把握できていなくて、今改めてネットで見て思ったんですけど、ちょっと1つ確認は、もし令和8年4月以降の再公募の場合は、20年経過措置ではなく、最初から年間6,800円を取るっていう話なんですよね。もちろんその通り、そうあるべきだと思うんですけど、一方で条例の方は、既に10年管理者不在になったら解消するというのは、元々の条例にも定められているんですね。これは残したままで、管理料が滞納されたら、3年で解消というのには上に乗っかってくるって感じになるということですね。普通に考えれば3年滞納の方が先に来るので、10年間不在になるっていうことはあんまり機能しないというか、不要な項目のような気もしなくもない気がするというか、ちょっと思ったことです。以前からこの協議会の中で議論があった有期限の話というのがあったと思うんですけど、確認なんですけど、これ有期限化で無縁化を防ぐのではなく、毎年の徴収で滞納したら解消するっていう方法で、無縁化を防ぐという、そっちの方法を採ったという理解でよろしいんですよね、というのがまず1つ目の質問なんですけど。

○事務局（藤田） そうですね、一旦はそのような形になっています。

○上田委員 もちろんそれでちゃんと無縁化を防げるので、有期限化にしなくても、3年滞納で、墓地の使用許可が無くなるというので、もちろん効果としては同じだと思うので、それでいいと思います。それで、先ほどの10年というのは、墓地条例には残ったままという感じなんですけども。

○事務局（秋田） 条例の中には10年連絡が取れない場合に取り消すことができるということと、あと3年間、管理料を滞納した場合に取り消すことができるという規定が両方残ってしまっていて、どちらもできる規定ではあるので、実際にそれを適用するかどうかはその都度判断という形になろうかと思っています。

○上田委員 分かりました。2つ目が、旧設墓地の話も今回は取組としては検討ということになっているかと思うんですけど、これも、これまでもずっと、何年も議論になっていた話だと思っていて、これもそろそろ本来であれば動いた方がいいかなという気がしました。私、以前からこの協議会では、ドイツのハンブルクの墓地再生の話を調べてますということも申し上げたと思うんですけど、現在はデンマークのコペンハーゲンとかについても調べて

います。やはりどこも10年前ぐらいに墓地の再生、無縁墓とかをどういうふうに解消していくかというのは、色んなところで同じような取組をしているので。墓地の公園化ですよ。それを緩やかに、まあ東京都もやっていますけど。緩やかに公園化していくような、旧設墓地をどういうふうに、博物館機能と公園機能とみたいな。そういったものにゾーニングして、計画してみたいなことは、色んなヨーロッパの街でもやられていることで、これそろそろ具体的に前に進めるっていうことも、あっても良いのかなっていうのはちょっと。いつまでもずっと検討して言い続けるのかなっていうのは感じたところです。これは指摘の話なので、質問というわけではないんですけど。

3つ目なんですけども、これも少し疑問みたいなどころではあるんですけど、スライドの11ページですね、11ページの現状の最後のポチのところ、要は納骨堂破綻というのは、これ多分、今あるこの仕組み、民間事業者の経営状況、財務状況チェックということで義務付けている状況の中で発生している問題だと思うんですよ。それをやっていたにも関わらず、起きたこの納骨堂の破綻というのは、要は防げていなかったわけなので、これまで同じことを続けてても、それに対する対策のようなものというのは、ある意味、第1期の計画の時に起きた問題に対する対策を、第2期の計画には本来であれば盛り込んだ方がいいんじゃないのかなと思いました。だからと言って、私に案があるわけではないんですけども、普通に読めば、今までやっていました、だけど令和4年に問題が起きました、ということが書いてあって、読む人が読んだら、あれ？ってならないかなと思ったということです。私からは以上です。最後の部分とか、どうですか。

○石井会長 ありがとうございます。11ページの話、ある種、再発防止みたいなことを意識すると、書きぶりが弱いみたいなこともあるんだと思うんですけど。実際にどこまでやれるかというのは難しい面もあるかもしれないんですけど、やはり、あまり問題が起らないように、どう踏み込めるかという議論が、まだこの書き方だと足りないということがあるかと思いますので、どこまで書けるかは難しいところがあるように思いますけども。とはいえ、少し知恵を出して考えてみる必要があるかもしれないというのはちょっと感じました。いろいろありがとうございます。そしたら、続きまして、高橋さん、お願いします。

○高橋委員 高橋です、どうも。まず、質問が2つぐらいありまして、7ページ、8ページで、火葬場は建替にするのか改修にするのか。①敷地外隣接地への建替と③現火葬場の改修増築ってありますよね、こちらはまだ決定してないかなと思って読んでたんですけど、8ページを見ますと、新里塚斎場と現里塚斎場を同時運用すると書いてあって、これは新しく作るということなのでしょう。それと先ほど出ました、残骨灰の無害化処理というのは、どういうふうなことをするのか、ちょっと聞いてみたいと思って、こちら分ければ、教えていただければと思います。また、この無害化処理をこれからしていくことになる、というふうに認識されるんですけど、これに対しても費用が書かれていないので、火葬場の料金体系の見直しの中にこれは含まれているのかなというのは、素朴な疑問でありました。まず質問はこれで、よろしくをお願いします。

○事務局（藤田） 施設管理課長の藤田です。里塚斎場の再整備についてですけども、まだ建替になるのか、現地での改修・増築になるかというところ、正式に決定しているわけではないのですけれども、実際には現斎場を改修するか増築するかというのは、火葬場は今片方止めることができないので、動かしながら増築とか改修というのは非常に難しいと考えております。なので、建替の方が有利かなというところで考えております。ただ、8ページの方で新旧里塚斎場という書き方をしていますけれども、これは建替した場合には新しい里塚斎場と現在の里塚斎場を動かしながら山口斎場を止めて改修するということが1つ考えられるということ。もし里塚斎場が改修・増築するということになれば、山口斎場の改修の方法にもよりますけれども、ここが止まっても、改修後の里塚斎場で賄えるだけの増築をしていくことになろうかと思えます。ただ、実際には決定したという段階ではないです。

それから無害化処理についてですけども、残骨灰は拾い残った小さな骨とか、それ以外に棺とかが燃え残った灰が混ざった状態なのですが、お骨の方には有害物はないだろうということで、実際の処理は、ふるいにかけて、灰を落としてやって、遺骨の部分だけ戻してもらおう。それで、灰とか集塵灰とか有害物を含んだものについては、熔融処理という、熱をかけてガラスみたいにしてしまって外に融け出てこないような、そういった処理をして、あるいは有害物の処分場みたいなところで処理をするということになろうかと思えます。無害化処理の費用についてですが、先ほどもお話が出ましたけれど、処理する費用というのはもちろんかかるのですが、一方で、残骨灰の中には歯科治療で使った金属などが入っているので、それから得られる収入というのがあります。それを差し引きすると、札幌市の収入という形になる。札幌市から、処理に対しての持ち出しというのは無いようになっています。よろしいでしょうか。

○上田委員 熔融処理というのは熱処理ということなんですか。

○事務局（藤田） 熱で溶かしてしまうようなイメージです。

○上田委員 強酸とかで溶かすのではなく。

○事務局（藤田） ガラスみたいにしてしまうイメージかと思っております。

○高橋委員 まだよろしいですか。意見として、今回、墓地需要の予想というのが出てまいりましたのと、あと市営霊園の再公募に関して、今、上田先生の意見もありましたけど、今回こちらが新しく出てきたので、市営霊園としてはお墓のニーズがかなり変化してきて、先ほども出てきましたけど、小型化なども進んでいるんですけど、それで基数が増えるかとか、いろいろな意見もあると思うんですけど、やはり変化に伴いまして、お墓の間隔を広げたり、あと魅力あるお墓づくりで、通路が広くなったりとか、色々なことが起きてまいりまして、中々増える傾向になってこない部分がありまして。あと霊園で返還された分の再販売なども行っていますが、中々安定的な状況にはなっていないという形になっています。園内の残り区画とか、霊園としては色々検討しながらやっていますけど。こちらの方も、お墓の販売区画ですね、元々札幌市さんとしては、まだ十分に納骨堂もあるし、お墓も足りているという判断で進んでいると思えますけど、そんな中で、区画がほとんどなくなってから、検

討するという考えがあるかと思いますが、札幌市さんとの協議にもなりますけど、拡張や新しいスタイルを取り入れていくという相談もあると思いますので、その拡張に向けて、申請業務とか、いろいろ許可などに数年の時間がかかりますので、そちらの安定供給に向けて、時間がかかるということも、この墓地需要の中では是非取り入れていただければと思います。民間霊園としては、札幌市や北海道民のために、安定的な墓所供給を協力していきたいと思っていますので、新しいニーズのご相談とか、いろいろ拡張に向けての相談なども是非早めにしていただければと思っております。供給開始の時間も是非需要に取り入れていただければと思います。あと、墓地の供給について、こちらの方も意見がありまして、市営霊園としては、胆振東部地震があつたりですとか、墓じまいもかなり増加しているということで、かなり増えていると思いますけど、墓所の再公募に関しては、当時、再公募の札幌市さんの方針は5年とか、10年の時もあったのかもしれないですけど、ある程度、空き墓所がたまってきたら再公募を行うみたいな形で行われてきたと思うんですけど、20年ぐらい前だと思うんですけど、当時、生活環境の部長さんが事務所に来て、再公募についてお話ししたいということで、当時、年間30件程度返還になると、3年経ったら約100件と、100件ぐらいになった時に再公募したいという、3年毎に再公募したいという意見をいただきまして、霊園としても、早いと販売に、ということも言ったんですけど、それ以上増えると霊園さんも大変ですよとかいろいろな意見と札幌市の施設の有効活用には是非ご理解をいただきたいということで、3年ぐらいで再公募をするという話になっておりまして、そちらの方もよく理解はしております。だけど、これから再公募の数はいろいろ、霊園の活動もありますので、今まで通りいろいろ考えていただければなと思っております。こちらは、本当にいろいろ意見もあると思いますけども。あと、お墓のニーズも変化しているということは皆さんかなり理解していただいておりますので、合葬墓に関しては、確実に1つのお墓のスタイルとして認識されていますので、こちらに戻ることは難しいと思いますけれども、出来れば、基本的には、生活困窮者の救済施設など、基本的な役割なども念頭に置いてやっていただければと思います。意見としては以上です。よろしくお願ひします。

○石井会長 ありがとうございます。合葬墓の位置付けというのは、議論してきた中でいうと、必要以上に対象範囲を広げるような議論はなかったと思いますので、むしろ原則的なところはそう変わらないという認識でいいのかと思ひました。再公募の話も、おっしゃっていることがわからないということは決してない話ですけれども、上手に交通整理しないと、逆にやっていることの是非を問われかねないというのが私と上田先生の認識でございますので、表現ぶりはやっぱり上手に、きちんと考えて、市民目線でも耐えられる文章にしていた方がいいかなというのは、そんなところでございます。あと、11ページに市民ニーズ対応した墓地供給とか書いてあるんですけど、元々で言うと、いろんな変化を捉えて、ある種新しい方向へのチャレンジみたいなことも、なんとなく意識としてはなかったわけではないので、もう少しいろんな新しいことも取り組んだみたいな、前向きな書きぶりを上手にして、少なくともそれをもう少し必要に応じてやっていくみたいなことがあってもいいか

などということ、ちょっと今のご意見で感じたんです。ご検討いただければと思います。どうもありがとうございます。次お願いいたします。

○廣部委員 北造協の廣部です。よろしくお願いします。私からは、2点お聞かせいただきたいと思います。まず1つ目が、10ページの残骨灰の件なんですけども、こちらは無害化する目的というのが、現状の中に安全・安心確保できるよう記載があるんですけど、その下に重量が数パーセント程度になるということと、問題点で無害化処理を行わない場合は、新たな残骨灰槽の設置が必要ということもあるので、無害化の目的としては、この新たな残骨灰槽の設置を極力抑えるという意味もあるのかなというふうに推察したんですけども、実際に無害化する費用と、この残骨灰槽を設置する費用は、コスト的に比べたらどの程度の間隔なんですか。というのがまず1点目なんですけど、お願いします。

○事務局（藤田） 残骨灰の有害化処理の目的ということで、廣部委員のおっしゃる通り、無害化処理の過程で、今、灰とお骨と一緒に保管しているものがお骨だけになるので、要は無害化処理と減容化処理という二つの目的があります。もともとは無害化処理が目的で、それに付随して減容化というようなことをしてきたのですけれども、これをするによって、残骨灰、今、コンクリートで処理槽を作って納めてるんですけど、これを新設しなくてよくなるということでございます。一番新しい残骨灰槽で、当時の建設コストが数千万円、5,000万円、6,000万円とかだったと思うのですけれども、それで残容量が10年ほど。これから火葬が増えていきますと、10年後には、容量にもよりますが、そのような設置費用がかかるので、ずっとそれを溜めていくということであれば、将来にわたってどんどん作っていかねばならないということになります。コストの話をするとき、先ほど処理費用については有価物も含まれているということで、札幌市からの持ち出しは無いような状況で、残骨灰槽については、そこから1回取り出して、少なくなったお骨をまた戻すということでも長く使っていけるということなので、コスト的にも非常にメリットはあるのかなと思います。

○廣部委員 コスト的なメリットがあるのであれば、大量に処理をすると入札可能な業者が限られて、競争性の確保が担保できないというのがあるんですけど、そこにメリットがあるのであれば、そこに目をつぶってもどんどん進めるということも考えかなと思うんですけど。

○事務局（藤田） 特定の業者さんになりますと、やはり競争が働かなくなるので、今は差し引きして、一番条件の良いところと契約しています。入札で、マイナスの額が、つまりこちらに入ってくる額が、一番多くなるようにやっているのですが、業者さんが限られますと、競争が働かないので、そういった問題もあるのと、あと透明性の確保というところで、そもそも残骨灰の処理は、以前は有価物から収入を得るということをあまり自治体としてはやっていなくて、処理に出すときに0円とか1円の入札が横行してました。1円で持って行ってそこに入っている有価物から、事業者さんが多額の収入を得ているということもあり、しっかり透明性が確保でき、競争性が発揮できるようにということで、なるべく多くの事業者さんが入れるような条件にしていきたいと考えています。札幌市で出している10ト

ンという量が、他所と比べると結構多いのです。今は10トンぐらいずつ出しているのですが、これは様子を見ながら少しずつ増やしていかなければいけないと思っています。もちろん、有害物を含んだものを保管しているわけですから、それは早く解消しなければいけないという考えはあるので、徐々に増やしつつも過大にはならないようにというところは、様子を見ながらやっていきたいと思います。

○廣部委員 分かりました。透明性を確保しながら、管理費の問題とかもあると思うので、全体のコストバランスを見ながら進めていただけたらなと思いました。

2点目なんですけども、市民の意識醸成というところで、6ページのところで、他の委員の方も意見があったところなんですけど、ターゲットを絞った情報発信ということで、私はこの若者向けの方に対してなんですけど、やはり若者の方っていうのは、活字は見ないで、ウェブですとか、SNSですとかで調べるといえるのは、本当にその通りだと思うんです。ただ、ここでの課題、問題点というのが、若い世代に考えてもらう、関心を持ってもらうことが一番の問題になっている点で、若い人たちって自分が興味ないものにはアクセスしないんですよ、ホームページがいくらあろうと、SNSでどんなに情報が発信されていようと、そこにそもそも行かないという問題があるので、この問題解決のためには、この情報発信を頑張っても多分結果はついてこないと思うんです。それよりはむしろ、後半にある若い世代が関心を持つような企画について検討する、むしろこっちの方が若者の問題点に関する対応としては優先すべきことじゃないのかなというふうに思いましたので、是非検討していただければと思います。私からは以上です。

○石井会長 ありがとうございます。是非ご検討いただければと思います。どうもありがとうございます。続きましてご発言お願いいたします。

○皆川委員 皆川です。私も、市民の意識醸成の関係なんですけど、今までもいろんなお話が出てきましたが、以前の会議で、イベントやアンケートなど出ていく情報発信ではなく、個別対応にシフトすべき時ではないかという意見をどなたかおっしゃって、それに対する賛同意見も出ていたと思います。今回のデータを見て、そういった方向性がどうして載っていないのかというのが、非常に疑問に感じています。強いて言えば、この終活ネットワークを組織しましたよ、というあたりがそうなのかという気がしますが、個別対応にシフトするというような意向を見せるような書きぶりにした方が良いのではないかと思います。先ほどターゲットを絞るという話もあったんですが、まずその前に、この計画期間5年間で札幌市は何の情報を発信したいのか、どんな市民のニーズを掴みたいのか、何を知りたいのか、何を発信したいのか、ということ整理するのが先なのではないかと思います。その整理されたものによって、当然ターゲットも若い人がいいのか、年寄りの人がいいのか、中間層全体なのかというのは決まってくると思いますので、まず何を発信したい、何を知りたいというところを整理していただきたい。私個人的に、この5年間に限った時に情報発信すべきは、里塚斎場再整備のための地域住民の理解促進というところが、1つ大きな、この5年間のテーマになるのではないかと気がしております、この意識醸成という部分については、

ここに集中するというのも1つ考えてもらってもいいのかなという気がしますので、お願いしたいと思います。それから、全体の書きぶりについてなんですが、計画の取組の項目で、何々を検討する、ということが非常に多いです。検討するというのは、言葉としては使いやすいのですが、その成果を評価しづらいという、何のために検討するのかという、だから、アウトプットが見えるような表現にさせていただかないと、「方策を決定する」とか「方向性を示す」とか「検討の上、策定する」とか、そういう表現にさせていただかないと、最終的にこれをまとめるときに苦労するので、「検討する」で終わる項目は是非変更していただきたい。これ要望です。以上です。

○石井会長 ありがとうございます。後段の話はすごく重要なので、やっぱりむしろ何をやるかということベースに計画はできているので、検討するときも具体的な方向をもう少し明示するような形で、それぞれ書いていただいた方が、これまでの議論との整合性も、その方が見えやすいような気がしますので、是非そこはお考えいただくといいかなと思います。ご発言ありがとうございました。

大分時間が押してまいりましたが、私も委員として何点かだけ意見を述べさせていただきます。すぐに工事になるわけではないわけですけど、里塚斎場の建替と山口斎場の大規模改修ということが目線に入ってくるということなんですけれども、昨今の建築の状況ということで言うと、工事費がある意味ではどこまで増加していくかというようなことについて、非常に見えない状況があって、必要だということだけで、なかなか建設できない事態が特に行政において起こっていますので、むしろ工事費がどうなるかということに対する意識と、非常に大きく増えた場合には、結果的に受益者負担等も含めた、ある種、全体の投資負担をどうやってカバーするかという議論が否応なく出てくるので、そこに関してあまり積極的に受益者負担しますということを言えというわけでは決してないんですけれども、ある程度予測できる範囲の課題意識は明示的に書いておかないと、何を検討したんだみたいな話になりかねないところがあるので、工事費について、かなり増えてくるということに関して、少し意識合わせをするようなところを、盛り込んだらどうかというふうに感じました。あと成果指標の話で、火葬場の話が、何が良いかという話だったんですけども、正しいかわかりませんが、利用の平準化のようなことを全体として狙っていたり、目的化していたところがあるので、ある種、ピークを下げるために予約システムを入れたり、友引の時にどうするかみたいなこともあるので、むしろ、利用の平準化がどう進むかみたいなことを評価する、福田さんがおっしゃった、要は質を少し担保するような指標を考えることと同じなんですけれども、そういうものをお考えいただいてもいいかなと。絶対指標が1個じゃなくちゃいけないということはないので、目指す方向を分かりやすく捉えられる指標ということで、例えばということで、思いついたことを申し上げたんですけども、そういう視点でご検討いただければいいかなというふうに思いました。私の方から以上になります。

一応、関連なご意見やご質問も含めていただきましたが、全体の内容のブラッシュアップ

につながるご意見が多々あったかと思しますので、是非そこら辺まず事務局の方で咀嚼していただいて、再整理をしていただくというようなことで、是非お願いできればと思います。

一通りお伺いしましたが、全体について、ご質問やご意見等があればお願いします。福田さん、お願いします。

○福田委員 最後に1点だけ、私が冒頭申し上げた資料をお願いした件なんですけども、合同納骨塚と、無縁化が疑われる墓について、これ本体に載せられています。ありがとうございます。もう1つ気になりましたのは、引き取り手のない遺骨の数とその火葬の割合ですね。これも是非、検討されてもいいかなと思うのですが、この方向で載せてはいかがかなと思います。というのは、これの基になっている基本構想には、引き取り手のない遺骨の割合の推移というのは、24ページに載っていて、それは2017年度までの数字。これをフォローするという意味でこれを見ますと、いただいた資料を見ますと、2017年度から24年度にかけてかなりのペースで増えてきている。2017年度は409件、これは2024年度では768件になっている。これはいずれも社会問題になっていて、この墓地行政、墓地の運営管理の中でどうするこうするという話ではないんですけど、社会全体としてやっぱり考えなければならぬ問題。身寄りのない高齢者についての支援策だから、厚生労働省が来年その関連法改正を目指していろいろやるよという話が盛んに報道されている。いずれ、この2次計画の5年間を考えると、社会問題になってくる。もう今既に社会問題になってきているので、そういう意味でも、その構想にあるものをフォローするという意味と、社会全体で考えてくださいよというような資料提供という意味で、積極的にこれを載せて広報していく、お知らせしていく、そして、みんなに使ってもらう、関心を持ってもらう、ひいては墓地行政全体について関心を持ってもらう、そういうことにしてはどうかなというふうに思っていますので、ご一考いただければと思います。

○石井会長 ありがとうございます。是非、今の点も含めてご検討いただくということでお願いします。

○上田委員 私もいいですか。

○石井会長 どうぞ。

○上田委員 今の福田さんの意見は本当にその通りだと思うので、確かに時代柄入れておいた方がいいですね。これから5年間の計画なので、入れた方がいいなと思いました。

先ほど石井先生がおっしゃっていた火葬場の指標の話、案があればって話だったんですけど、他の分野にある指標とか、応用可能なものは結構あるのかなと思いつつ話を聞いていて、確かに必要な人に必要な行政サービスがきちんと行きわたるということが、この火葬場に関しては重要なので、いわゆる待機児童ゼロ的なもので、待機しなくて済む、例えば、3日以上待たされる人がいないとか、2日以上待たされる人がいないとか、1日以上待たされる人がいないみたいな、待機児童ゼロ的な指標が、今回の火葬場に関する指標としては、いわゆる東京のように1週間待たされるということが、きちんとない状態になっていると

いうところでいいのかなと思って伺っておりました。

あとは意識醸成について、意識醸成のイベントの話とかも出てきてたんですけど、前回の総会の時にも情報提供したので、東京とかだと民間の人たちがデスフェスとかやっていて、今年4月に行われたんですけど、去年は参加者が200人だったのに、今年は4,200人だったらしいんです。実際、東京の目黒・渋谷でやっているの、目黒区の行政の人達も顔を出していたりという感じで、やっぱり民間活用、それこそ施設のPFIだけではなく、こういったイベントにも積極的に民間活用、連携の中でやっていくと、若い人にも来てもらえるということがあると思うので、そういうことも1行でも一言でも入れたら、実現可能性みたいなものは、印象としては、それこそ先ほど石井先生の言っていた前向きな感じで、なんかより出来そうな感じの書き方になるのかな、というところの2点です。

○石井会長 ありがとうございます。いつもながら大変、皆さんの闊達なご意見をいただきましたが、基本的にはやっぱり最後に言っていたいただいた通り、どう前向きに対処していくかということが、より計画の中に盛り込まれれば、良い計画になると思いますので、ぜひ事務方・事務局、大変な部分はございますけれども、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

3. 開 会

○石井会長 そしたら、事務局の方から何かございましたらご発言お願ひしたいと思ひます。

○事務局（藤田） では、事務局からということで、皆様、どうもありがとうございます。次回は、6月に総会を開催したいと考えております。日程につきましては、現在調整中ということでございます。決まりましたら、お知らせいたします。以上でございます。

○石井会長 それでは、長時間になりましたが、これで第10回総会を閉会させていただきます。本日はどうもありがとうございます。